

令和3年5月2日

保 護 者 の 皆 様 へ

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 波 除 小 学 校
校 長 石 井 力

5類感染症への移行後の学校園における新型コロナウイルス感染症対策について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は本年5月8日付けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなりました。

つきましては、5月8日以降の5類感染症への移行後の学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、教育委員会より通知がありました。

学校といたしましては、感染症対策の見直しを行い、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるように取り組んでまいります。保護者の皆様におかれましても、よろしくご理解、ご協力をお願い申し上げます。

□5月8日以降

- ・学校だよりも連絡しておりますが、学校では、マスクの着用を求めることがあります。
- ・今後、5月8日以降は、健康観察表による毎日の体温チェックと学校への提出は不要です。
- ・引き続き、学校では、教室等での適切な換気、手洗いや咳エチケット等の指導に努めます。
- ・感染が流行した場合には、一時的に、感染対策を講じる場合があります。
- ・今後も、お子さんの健康状態の把握について、保護者の方と学校との連携にご協力をお願いします。

□新型コロナウイルス感染症への感染について

お子さんが、新型コロナウイルスに感染した場合

- ・インフルエンザと同様に医師の指示に従い、自宅等で静養し、欠席（出席停止）となります。出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでです。

同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。従前であれば濃厚接触者として特定されていたケースも、今後は、行動等の制限は必要ないことから、児童本人が感染していないければ欠席する必要はありません。

□ 留意事項とお願い

- ・お子さんが、新型コロナウイルスに感染した場合は、出席停止解除後であっても発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養する等、無理をして登校しないようお願いします。